

町立下市こども園入園児募集要項

受付期間：令和8年11月2日（月）～11月27日（金）

次ページのフローチャートで認定区分（1号・2号・3号認定）を確認した上で、認定の申請及び施設利用申込みをしてください。

○1号認定で入園を希望する方

◇入園対象児

- ・令和3年4月2日～令和6年4月1日までに生まれた幼児

◇利用要件

- ・特になし

◇必要書類

- ・施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定（現況）申請書兼教育・保育施設入園（所）申込書（入園を希望する幼児の数）

○2・3号認定で入園を希望する方

◇入園対象児

- ・令和3年4月2日～令和8年10月1日までに生まれた乳幼児

◇利用要件

- ・保護者が①就労、②妊娠・出産、③疾病・障害、④同居又は入院している親族の介護や看護などの理由により家庭で保育できない状況にあること

◇必要書類

- ・施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定（現況）申請書兼教育・保育施設入園（所）申込書（入園を希望する乳幼児の数）
- ・保育が必要であることを証明する書類（保護者の数）

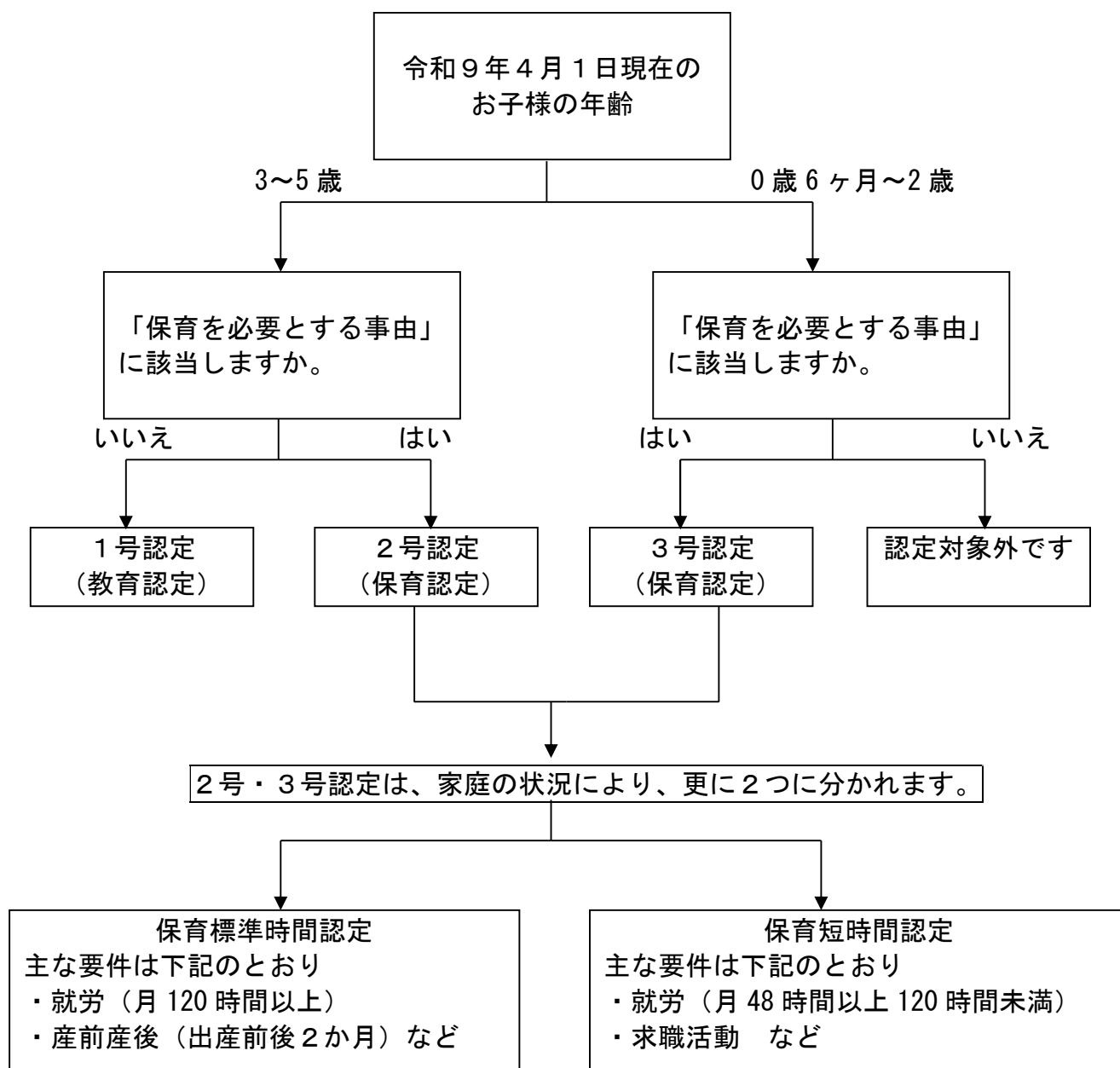
1. 教育・保育給付認定申請

(1) 教育・保育給付認定とは

認定こども園や保育所の利用を希望する場合、教育・保育給付認定（以下「給付認定」という。）を受ける必要があります。給付認定は、必要に応じた保育、教育サービスを提供していくために、保育を必要とする理由などにより保育の必要性や必要量を判定するものです。

(2) 給付認定の区分

給付認定には、以下の区分があります。下記のフローチャートで認定区分を確認の上、認定の申請及び施設利用申込みをしてください。



2. 2・3号（保育）認定の要件

保護者全員が以下の保育を必要とする事由に該当する場合に利用できます。

保育を必要とする事由	基準
就労	会社や自宅を問わず、月 48 時間以上働いているとき
妊娠・出産	出産の準備や出産後の休養が必要なとき
疾病・障がい	病気・けがや障がいのため保育を必要とするとき
介護・看護	同居又は入院している親族を介護・看護しているとき
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっているとき
求職活動	仕事を探しているとき
就学	学校教育法に規定する学校等に通っているとき
虐待やDV（家庭内暴力）	虐待や配偶者等からのDVのおそれがあるとき
その他	町長が上記に類する状態にあると認めるとき

また、保育給付認定を受けた際に、以下のとおり保育を必要とする事由に応じて、保育必要量も認定します。保育必要量には、「保育標準時間（1日 11 時間まで）」と「保育短時間（1日 8 時間まで）」に区分されます。

保育を必要とする事由	保育必要量	有効期限
就労	標準時間（月 120 時間以上の場合） 短時間（月 48 時間以上の場合）	最長、就学前まで
妊娠・出産	標準時間（希望により短時間也可）	おおむね産前2か月 おおむね産後6か月
育児休業	短時間	育児休業期間
疾病・障がい	保育標準時間又は保育短時間 （申請による）	最長、就学前まで
介護・看護		
災害復旧	標準時間（希望により短時間也可）	最長、就学前まで
求職活動	短時間	3か月以内
就学	標準時間（月 120 時間以上の場合） 短時間（月 48 時間以上の場合）	通学期間中
虐待やDV（家庭内暴力）	標準時間（希望により短時間也可）	最長、就学前まで
その他	理由により決定	理由による

※ 短時間認定であるが、勤務地が遠方であり、お迎えの時間に間に合わないなどの事情がある方は、教育委員会事務局にご相談ください。

(1) 施設について

※ 土曜日の保育時間は7:30～12:30(特別の理由がある場合は、13:00)までとなり、自由登園につき、お弁当・水筒持参となります。【2・3号のみ利用可能】

時間	3・4・5歳児				0・1・2歳児				
	1号認定		2号認定		3号認定				
			短時間	標準時間	短時間		標準時間		
7:30			延長保育		登園	延長保育		登園	
8:30	幼児教育	登園	保育	登園		保育	登園		保育
9:00		バス着		バス着			バス着		
		遊び		遊び			遊び		
		片付け		片付け			片付け		
10:30		集団遊び		集団遊び			集団遊び		
11:00		給食		給食			給食		
11:30		休息遊び		休息遊び			休息遊び		
12:00		降園							
14:00	預かり保育	バス発		おやつ			午睡・休息・遊び		午睡・休息・遊び
15:00		おやつ			おやつ				
16:00									
16:30									
17:30			延長保育	順次降園		延長保育	順次降園		
18:00									
18:30									
19:00				延長保育			延長保育		

■【預かり保育】

- 仕事、病気、看護、介護など家庭で保育が困難な時、緊急・一時的にお子様をお預かりします。

対象児	在園児のうち1号認定児が対象となります。
利用日数	園長が必要と認めたときは、必要最小限の範囲内で利用することができます。
利用時間 (休園日を除く)	14時00分(ただし、水曜日は13時00分)～16時30分までのうち、園長が必要と認める時間 長期休業期間中等は、8時30分～16時30分までのうち、園長が必要と認める時間
利用手続	利用希望日の10日前までに園長に申込書を提出 ※ 緊急の場合等で、園長又は町長が必要と認める場合は10日前までの申請がない場合でもご利用いただける場合があります。

預かり保育料金表

種類	時間	金額
通常期間	14時00分(ただし、水曜日は13時00分)～16時30分	200円
長期休業期間等	4時間以内	500円
	4時間超	1,000円

※ 利用時間をお守りいただきますようお願いいたします。

■【延長保育】

- 通常の保育時間終了後も、職場の事情等により送迎が間に合わない場合等にご利用いただくことができます。

対象児	在園児のうち2号認定児及び3号認定児(原則、0歳児クラスを除く)の園児とします。
利用日数	園長が必要と認めたときは、必要最小限の範囲内で利用することができます。
利用時間 (休園日を除く)	・ 短時間認定 7時30分～8時30分まで、16時30分～19時00分までのうち、園長が必要と認める時間 ・ 標準時間認定 18時30分～19時00分までのうち、園長が必要と認める時間
利用手続	利用希望日の10日前までに園長に延長保育申込書を提出 ※ 緊急の場合等で、園長が必要と認める場合は10日前までの申請がない場合でもご利用いただける場合があります。

延長保育料金表

時間	金額
7時30分～8時30分	100円
16時30分～18時30分	200円
18時30分～19時00分	100円

※ 利用時間をお守りいただきますようお願いいたします。

■【通園方法】

- 通園バス利用、個人送迎のいずれかでお願いします。なお、0歳～2歳児については、個人送迎をお願いいたします。
- 預かり保育をご利用の場合は、個人送迎をお願いします。
- 個人送迎の場合、園の駐車場をご利用ください。満車等の場合は、下市中央公園体育館駐車場をご利用ください。
- 通園バスでの送迎は、9時の登園時及び14時の降園時のみの利用となります。
- 通園バスの利用可能区域は、町内となります。
- 通園バスの乗り降りは、基本自宅付近となりますが、通園バスが進入できない場合は、バスが進入できる場所であつ安全に乗り降りができる場所となります。
- 通園バス利用送迎時間及び送迎コースは、入園児の利用希望を確認後連絡させていただきます。
- 原則長期休業期間(夏季休業、冬季休業、春季休業)中は通園バスの運行はありません。
- 通園バスをご利用の場合、運行協力金を月額1,650円(3月のみ1,500円)ご負担していただく必要があります。
※ 登園時のみバスをご利用される場合は、月額850円(3月のみ500円)となります。

■【給 食】

- 0～5歳児まで給食を実施します。
- 給食費については無償化を行っているため徴収はありません。
- アレルギー等で食事制限の必要なお子様には、除去食等個別の対応を行います。ただし、重度のアレルギー等により除去食等で対応できない場合は、お弁当の持参をお願いする場合があります。
- 長期休業期間中(夏季休業(7/21～8/31)・冬季休業(12/24～1/6)・春季休業(3/25～4/5))も給食は提供いたします。
- 年に数回、給食室の消毒作業等により給食提供を取りやめる日があります。取りやめる日については、事前に園からお知らせいたします。

■【保育料】

- 令和元年10月以降、国の施策により幼児教育・保育の無償化が行われ、3歳児クラス以上のすべてのお子様の保育料と、0歳児クラスから2歳児クラスの市町村民税非課税世帯のお子様の保育料が無償化の対象となっております。無償化の対象は通常保育料のみとなるため、前述しております預かり保育料、延長保育料、通園バスの運行協力金、その他行事等にかかる諸費などは保護者の方にご負担いただく必要があります。

なお、令和8年度時点での、0歳児クラスから2歳児クラスのお子様の保育料は次ページのとおりととなります。

下市町 保育料				
			保育料（月額）	
階層区分	定義		保育標準時間 (11 時間認定)	保育短時間 (8 時間認定)
第 1 階層	生活保護世帯による被保護世帯		0 円	0 円
第 2 階層	第 1 階層を除き、令和 8 年度分の市町村民税額が次の区分に該当する世帯 (※ただし、当年度 8 月分までは令和 7 年度分の市町村民税額が次の区分に該当する世帯)	市町村民税 非課税世帯	0 円	0 円
第 3 階層		所得割課税額 48,600 円 未満	10,000 円	9,800 円
第 4 階層		所得割課税額 97,000 円 未満	20,000 円	19,600 円
第 5 階層		所得割課税額 169,000 円 未満	37,000 円	36,300 円
第 6 階層		所得割課税額 301,000 円 未満	49,000 円	48,100 円
第 7 階層		所得割課税額 397,000 円 未満	52,000 円	51,100 円
第 8 階層		所得割課税額 397,000 円 以上	60,000 円	58,900 円

4. 認定内容の変更について

■ 申込・認定内容の変更について

○ 在園中、状況が変わった場合は、園に速やかにご連絡ください。

- ・ 住所（町内転居）、氏名、電話番号等が変更になったとき
- ・ 勤務先、就労日数、就労時間等が変更になったとき
- ・ 家族状況に変更があったとき
- ・ 保育の必要量を変更したいとき
- ・ 育児休業に入ったとき、復職したとき
- ・ 1 ヶ月を超える長期欠席となるとき

- ・ こども園を退園するとき
- ・ 申込を取り下げる場合
- ・ その他申込み内容に変更が生じた場合

※ 資格要件が変わった場合、1号認定児→2号認定児又は、2号認定児→1号認定児に変更となった場合も園に申請していただくと引き続き【利用時間の変更】のみでご利用いただけます。